



令和6年（行コ）第124号 損害賠償請求行為請求控訴事件（住民訴訟）

控訴人 宗岡明弘 外6名

被控訴人 神戸市長 久元喜造



5

証拠申出書

令和6年12月25日

10 大阪高等裁判所 第12民事部ロハ係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 津 久 井 進



控訴人ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典 武



15

控訴人ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐 行



控訴人ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊 彦



20

控訴人ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍 志



控訴人らは、次のとおり検証を申し立てる。

1 証明すべき事実

- 25 (1) 天井川左岸線に渋滞が生じていないこと
- (2) 天井川左岸線が現実には4車線として使用されていること

- (3) 本件道路の接続によって離宮公園前交差点が変則的な形状の6差路になること
- (4) 千森川筋線と本件道路の合流予定箇所が信号機を設置しなければ安全に横断できない道路となること
- 5 (5) 本件道路によって桜木町の当該道路の東側と西側の地域が分断されること
- (6) 本件道路高架部分の急カーブに重大事故が生じる高度の蓋然性が生じること
- (7) 本件道路によって周辺地域の景観が損なわれること

2 検証の目的

10 (1) 天井川左岸線の状況

(須磨橋東詰交差点(神戸市須磨区中島町3丁目2所在)から月見山歩道橋(神戸市須磨区若木町2丁目4-18所在)まで。)

(証明すべき事実1項及び2項について)

15 (2) 離宮公園前交差点(神戸市須磨区離宮西町1丁目1所在)の状況

(証明すべき事実3項及び7項について)

(3) 千森川筋線と本件道路の合流予定箇所(神戸市須磨区桜木町3丁目3-12所在)の状況

20 (証明すべき事実4項, 5項及び7項について)

(4) 本件道路高架部分のカーブ設置予定箇所(神戸市須磨区天神町5丁目1所在)及びその付近の状況

(証明すべき事実5項, 6項及び7項について)

25

3 検証の必要性

と判示するが（原判決 4 6 頁上から 6 行目以下），このような判断は結局控訴人らが指摘する上記危険を受け止めていないことに基づくものにほかならない。

そこで，控訴人らは，前記合流予定箇所に信号機が設置されない危険について的確な理解を得るために検証の目的第 2 項の検証の実施を請求する。

- 5 (5) 本件道路によって桜木町の当該道路の東側と西側の住民の往来が妨げられるようになるという控訴人らの主張に対し，原判決は，市道 3 3 号線の通行により住民の東西の往来は可能である等としたうえでコミュニティはその構成員が交流することで維持されるところ，人々が望めば引き続き交流を維持することができる状況であるから，本件道路の整備がコミュニティの分団を招来するものとはい
- 10 ないなどと判示する（原判決 4 7 頁上から 2 行目以下）。

上記判示はコミュニティの分断の問題を分断された地域間の交通の可否をすり替えて矮小化するものであるが，このような原判決が行う議論の根本的な問題は本件道路による地域コミュニティの分断の問題を原審が地域の実情を踏まえて理解できなかつた点にある。

- 15 そこで，控訴審においては本件道路が周辺地域にどのような影響を与えるのか，現地を見たうえで判断されたく，検証の目的第 3 項及び第 4 項の検証の実施を請求する。

- (6) 原判決は，本件道路の高架部分の急カーブしている箇所に重大事故が生じる高度の蓋然性が生じるという控訴人らの指摘を，抽象な可能性を指摘するものにすぎないと切り捨てる（原判決 4 6 頁上から 1 1 行目以下）。
- 20

しかし，上記急カーブが設置される予定の地点の周辺地域の状況を一見すれば控訴人らの指摘する重大事故の危険は抽象的な可能性ではなく，現実に生じ得る蓋然性を有するものであることが分かるから，検証の目的第 4 項の検証の実施を請求する。

- 25 (7) 原判決は，本件道路周辺の景観について，本件道路付近の 8 地点について景観の変化を予測・評価したところ 5 地点について本件道路が景観に一定程度又は若

干の圧迫感を与えるものと予想されたなどとする本件評価書の記載内容を認定するのみでその圧迫感の内容や本件道路のその他の景観への影響を具体的に検討していない。

5 この景観への影響という点は本件道路付近の写真等のみでは適切に把握・評価することは困難であり、現地を実際に視認して判断する必要があるものと考え

そこで、控訴人らとしては、離宮公園前交差点や本件道路高架部分のカーブ設置予定箇所等から現在も建設途中である本件道路とりわけ高架部分を現認して
10 もらうことで、本件道路によってその周辺地域の景観がいかにか破壊されるかを感じ得してもらうために検証の目的第2項、第3項及び第4項の検証の実施を請求する。

(8) 以上に述べた検証の必要を総括すると、原判決の不当な事実認定の原因は、本訴で問題になっている西須磨という地域の実情に対する原審裁判体の無理解にある。

15 この地域の実情というものは、地図や図面、写真や映像等では感得し得ない奥行きや時間の経過による変化を含むものであり、正に現地における検証なくしては正当に評価することが困難なものである。

控訴人らは、この西須磨地域の現状を五感で感じ、評価した上で判決されたく本証拠申出に及ぶものである。

20

以上